

押印を求める手続の見直し等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(我孫子市農業近代化資金利子補給条例施行規程及び我孫子市公用文作成規程の一部改正)

第1条 次に掲げる訓令の規定中「㊟」を削る。

(1) 我孫子市農業近代化資金利子補給条例施行規程(昭和37年規程第2号)様式第1号、様式第3号及び様式第4号

(2) 我孫子市公用文作成規程(昭和62年訓令甲第29号)別表第2第5項の表及び第14項の表

(我孫子市道認定基準要綱の一部改正)

第2条 我孫子市道認定基準要綱(昭和52年訓令乙第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号(第3条関係)」に改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号(第3条関係)」に改め、「㊟」を削る。

(我孫子市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程の一部改正)

第3条 我孫子市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程(昭和61年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

様式第8号中「㊟」及び「3 記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

様式第9号中「㊟」を削り、

「2 記名押印に代えて署名することができます。」

3 受給者が死亡したときは、障害児福祉手当死亡届又は特別障害者手当(福祉手当)死亡届(様式第10号)を提出してください。」を

「2 受給者が死亡したときは、障害児福祉手当死亡届又は特別障害者手当(福祉手当)死亡届(様式第10号)を提出してください。」に

改める。

様式第10号中「㊟」及び「※ 記名・押印に代えて署名することができます。」を削る。

様式第12号中「㊟」を削り、「担当印」を「担当」に改める。

(我孫子市違反建築物等事務処理要綱の一部改正)

第4条 我孫子市違反建築物等事務処理要綱(平成13年訓令第10号)の一部を次のように改正する。

様式第7号中「第9条第1項関係」を「第9条関係」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「第9条第3項関係」を「第9条関係」に改める。

様式第11号中「第11条第1項及び第12条第2項関係」を「第11条、第12条関係」に改め、「㊟」を削る。

様式第12号中「第12条第1項関係」を「第12条関係」に改める。

様式第13号中「第12条第3項関係」を「第12条関係」に改める。

様式第14号中「第12条第4項関係」を「第12条関係」に改める。

様式第15号中「第13条第1項関係」を「第13条関係」に改める。

様式第16号中「第13条第2項関係」を「第13条関係」に改める。

(我孫子市低入札価格調査実施要綱の一部改正)

第5条 我孫子市低入札価格調査実施要綱(平成21年訓令第12号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「
代表者肩書氏名
印」を

「
代表者肩書氏名
印

※押印を省略する場合は、本件責任者氏名等を追記すること。」に、
「3 提出しない理由が3に該当する場合は、その理由を()内に簡潔に記入してください。」を

「3 提出しない理由が3に該当する場合は、その理由を()内に簡潔に記入してください。」を

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

本件責任者氏名：

担当者氏名：

連絡先：

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の次に掲げる訓令の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。
 - (1) 我孫子市農業近代化資金利子補給条例施行規程
 - (2) 我孫子市公用文作成規程
 - (3) 我孫子市道認定基準要綱
 - (4) 我孫子市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程
 - (5) 我孫子市違反建築物等事務処理要綱
 - (6) 我孫子市低入札価格調査実施要綱